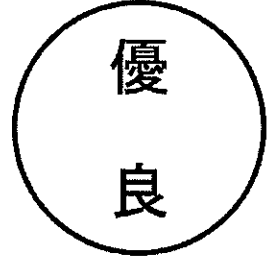


許可番号 01525040226

産業廃棄物処分業許可証

新潟県十日町市北新田132番地
株式会社 村山興業
代表取締役 村山 広幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年12月18日

許可の有効年月日 令和12年 7月29日

1 事業の範囲

・中間処理（破碎処理）

木くず、がれき類（アスファルトくず、コンクリートくずに限る。）
（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

破砕処理施設（移動式中間処理施設としての使用を含む。）

・施設の設置及び係留場所

新潟県十日町市程島991番6、989番1

・施設の設置年月日

平成16年 6月 5日

・施設の処理能力

272 t/日（がれき類（アスファルトくず、コンクリートくずに限る。））（8時間）

・施設の許可年月日及び許可番号

平成16年 2月23日 六保（環）第41-6号

(2) 施設の種類

破砕処理施設（移動式中間処理施設としての使用を含む。）

・施設の設置及び係留場所

新潟県十日町市馬場丙1581番

・施設の設置年月日

平成20年 3月21日

・施設の処理能力

560 t/日（がれき類（アスファルトくず、コンクリートくずに限る。））（8時間）

・施設の許可年月日及び許可番号

平成20年 2月12日 新潟県南魚振健（環）第22-1号

(3) 施設の種類

破砕処理施設

・施設の設置場所

新潟県十日町市新宮乙53番2

・施設の設置年月日

平成30年 5月21日

・施設の処理能力

4.65 t/日（木くず）（8時間）



3
4
5

3 許可の条件

- ・移動式破碎処理施設として処理を行う場合は、発生現場で行うこと。
- ・移動式破碎処理施設として処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成16年 7月30日
- ・平成17年4月1日 合併による住所変更
(旧 新潟県十日町市大字北新田132番地)
- ・変更届出年月日 平成18年 1月20日
(代表者の変更 旧 村山 廣司)
- ・変更届出年月日 平成20年 3月26日
川(破碎処理施設の追加)
- ・更新許可年月日 平成21年10月19日
- ・優良基準適合確認 平成24年 2月10日
(許可の有効年月日が平成26年7月29日から平成28年7月29日に延長)
- ・更新許可年月日 平成28年10月11日
- ・優良基準適合認定 平成28年10月11日
(許可の有効年月日が平成33年7月29日から平成35年7月29日に延長)
- ・変更許可年月日 平成30年 7月20日
(木くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)の追加)
(破碎処理施設(平成30年 5月21日設置)の追加)
- ・更新許可年月日 令和 5年12月18日
- ・優良基準適合認定 令和 5年12月18日
(許可の有効年月日が令和10年 7月29日から令和12年7月29日に延長)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年12月18日 更新許可)